

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月11日

大阪税関長 清水雄策

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
フレートマンイーシー株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目4番11号 クラボウアネックスビル14階	フレートマンイーシー株式会社 大阪港物流センター 大阪府大阪市港区海岸通2丁目6番15号	廃業	—	令和7年 2月28日